

相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信No.119

発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905

TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <https://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp

2025 年(令和 7 年)10 月号

10
2025

重要改正 要確認

**令和 7 年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！
埼玉県は、11月1日から適用です。**

令和 7 年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。今年度は、発効時期が遅いところもありますので、**発効年月日**とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

★これだけ大幅な引き上げなので、最低賃金割れが増えることが懸念されています。月給制の場合、所定のルールにより時給換算して、最低賃金額と比較する必要がありますので注意が必要です。不安であれば、気軽にご相談ください。毎年密かに楽しみにしております。今年のポスターはこの人！

……業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等（厚労省・経産省資料）……

令和 7 年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、厚生労働省等から、「業務改善助成金」を拡充するとのお知らせがありました（令和 7 年 9 月 5 日から拡充）。そのポイントを確認しておきましょう。



要確認

地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え「業務改善助成金」を拡充(厚労省)

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。

より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細はこちら

【上限等】 上限:30～600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)



1) 対象事業者の拡大

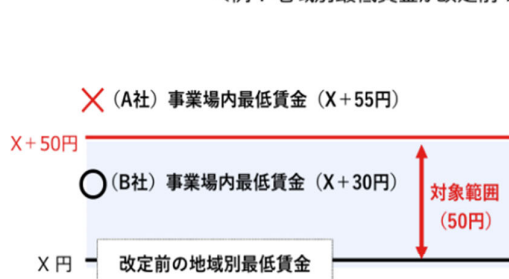
現行

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

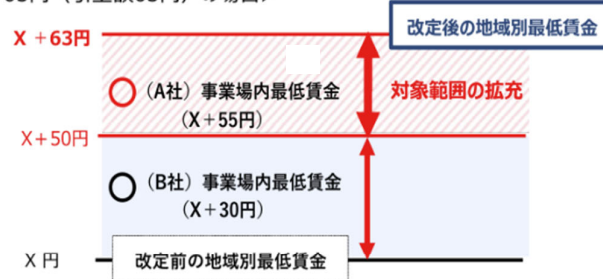
拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円(引上額63円)の場合>



(※) X 円～ X+50円の事業者のみが申請対象



(※) X+51円～ X+62円の事業者も申請対象となる

2) 申請手続きの簡略化

現行

賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充

賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

私は今年に入ってから、横断歩道での一時停止違反で二度ほど罰金を払いました。法律が変わったわけではありませんが、今年に入って急にこの取締まりが強化されたように感じます。

このように、国は方針を掲げ、急に特定の取締まりを強化します。今回の労働保険料の徴収漏れの調査は重要チェック項目です。労働保険料は申告納付ですが、実際に申告漏れの調査に合ったことはありませんでした。賃金の過少申告や一括有期事業の申告漏れなどがあると、法律上2年間遡及して徴収されることになります。

会計検査院は、国の資金が正しく運用されているか、行政を監査する機関です。会計検査院からの監査に備えて、労働局の労働保険徴収調査が強化されると予測できます。今一度、見直して正しく申告納付を行いましょう。

おいせ

きりん事務所から新メンバー紹介 “ 明智 一（あけち はじめ） ”



9月10日付けで入社しました明智一と申します。

私の経歴のほとんどが中小企業での総務経理業務です。その中で関わった社労士に憧れ、試験にもなんとか合格することができ、念願の社労士事務所への転職となりました。

とはいえ、社労士事務所の実務未経験といってもよいくらいなので、毎日毎日が勉強です。

これから事務所の戦力となり、自信をもって皆様のサポートができるよう精進したいと思っています。

ところで私の趣味ですが、ボクシング（素人ですが大会に出ていました）、ゲーム、テレビ（録画溜めて休日に視聴）、そしてベーグルの専門店を自営していた経験もあり、たまにパンを焼くことです。

宜しくお願い致します！

★きりん事務所初の社労士有資格者の採用になります。元バスケット部の男性職員も初めてです(笑)

地元は埼玉にして、北海道大学を選択したというところからも、大企業からこんな小さな事務所に転職を希望されたところからも、我が道をいくタイプかと睨んでおります。

仕事振りは大変丁寧で、しっかりツボを押さえてくれるところは、さすが元ボクシング選手？

少々変わり者かも？と思いつつも即採用。とても協調性のある優しい性格の持ち主で、安心しております(^_^)

チームきりんの新戦力です。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

きりん事務所人事異動 よろしくお願ひ致します。

新		旧
金子 久美子	課長 1号業務統括 9月1日	係長
明智 一	採用 9月10日	
久保 理枝	退職 9月30日	課長代理 1号業務統括

★きりん事務所での事務社員として採用した久保が、退職致しました。SKIP シティに事務所を構えた当初から7年間、きりん事務所を支えてくれました。「久保ちゃん」の愛称で皆様にもご協力頂き、ありがとうございました。久保ちゃんの笑顔が見られなくなって寂しい思いもありますが、新チームきりん、引き続き頑張って参ります。

◆偉人の名言◆ 最も強いものが生き残るのではなく、最も賢いものが生き延びるのでもない。唯一生き残ることが出来るのは、変化出来る者である ◆◆◆

この言葉は、きりん通信で初めて掲載した「偉人の名言」になります。きりん通信No.05.2015年10月号です。マイナンバー施行直前の時期でした。お陰様で10年間、楽しくきりん通信を発行し続け、119号を迎えることが出来ましたのも、きりんを信じ続けて下さる皆様と、チームきりんのスタッフのお陰だと、感謝の思いでいっぱいです。これからも世の中の情報を集め、考え、未来を予測し、皆様に生きた情報をお届けし、小さくても一流企業を目指して、皆様と共に成長し続けていきたいと思います。

今月は、1820年代、生物の進化論を提唱したイギリスの自然科学者、チャールズ・ダーウィン氏の名言をご紹介します。